

東陽病院院内感染対策指針

平成 25 年 12 月

改訂；平成 27 年 9 月

1. 総則

1-1. 基本理念

われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するため不断の努力が求められている。医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることは医療機関の義務である。東陽病院（以下「病院」という。）においては、本指針により院内感染対策を行う。

1-2. 用語の定義

1) 院内感染

病院環境下で感染した全ての感染症を院内感染と言い、病院内という環境で感染した感染症は、病院外で発症しても院内感染という。逆に、病院で発症しても、病院外（市井）で感染した感染症は、院内感染ではなく、市井感染という。

2) 院内感染の対象者

院内感染の対象者は、入院患者、外来患者の別を問わず、見舞人、訪問者、医師、看護師、医療従事者、その他の職員、さらには院外関連企業の職員等を含む。

1-3. 本指針について

1) 策定と変更

本指針（院内指針、手順書以下同様）は院内感染対策委員会の議を経て策定したものである。

また、院内感染対策委員会の議を経て適宜変更するものであり、変更の際には最新の科学的根拠に基づかなければならない。

2) 職員への周知と遵守率向上

本指針に記載された各対策は、全職員の協力の下に、遵守率を高めな

ければならない。

- ①感染対策委員会は、現場職員が自主的に各対策を実践するよう自覚をもってケアに当たるよう指導する。
- ②感染対策委員会は、現場職員を教育啓発し、自ら進んで実践して行くよう動機付けする。
- ③就職時初期教育、定期的教育、必要に応じた臨時教育を通じて、全職員の感染対策に関する知識を高め、重要性を自覚するよう導く。
- ④定期的な感染対策委員会によるラウンドを活用して、現場に於ける効果的介入を試みる。
- ⑤定期的に手指衛生や各種の感染対策の遵守状況につき監査するとともに、擦式消毒薬の使用量を調査してその結果をフィードバックする。
(容器に使用量が分かるよう、線と日付を記しておくこと。)

3) 本指針の閲覧

職員は患者との情報の共有に努め、患者およびその家族等から本指針の閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。なお、本指針の照会には作業部会が対応する。